

○益城町開発行為に係る消防水利に関する事務処理要綱

令和6年4月30日告示第75号

益城町開発行為に係る消防水利に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、益城町（以下「町」という。）が行う都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき行われる町に存する公共施設（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条の2に規定する消防の用に供する貯水施設に限る。）に係る協議及び同意並びに開発行為に伴い設置される消防水利に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発水利 法第33条に規定する開発許可の基準を満たすもの（開発行為により設置することとなるものを含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 開発行為 法第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (3) 同意 法第32条第1項の規定に基づき行う開発行為に関する同意をいう。
- (4) 協議 法第32条第1項及び第2項の規定等に基づき行う開発行為に関する協議をいう。
- (5) 開発区域 法第4条第13項に規定する開発区域をいう。
- (6) 開発面積 開発区域の面積をいう。
- (7) 申請者 開発行為に関する申請をする者をいう。
- (8) 大規模開発 開発面積10,000平方メートル以上の開発行為をいう。
- (9) 公設 町が設置し、維持及び管理するものをいう。
- (10) 私設 公設以外のものをいう。
- (11) 管網 管径75ミリメートル以上の配水管で網目状に敷設されたものをいう。

(開発水利の要件)

第3条 開発水利の要件は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）第3条及び第6条に定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 公設であること。
- (2) 常時使用可能な状態であること。
- (3) 管径150ミリメートル以上の配水管に取り付けられている呼称65の口径を有する消火栓
- (4) 管径150ミリメートル以上の配水管から分岐した管網上の消火栓で、当該分岐点から管径が75ミリ以上かつ配水管長180メートル以内に取り付けられた最初のもの
- (5) 貯水量40立方メートル以上の防火水槽
- (6) 貯水量20立方メートル以上の防火水槽のうち、管径50ミリメートル未満の配水管の末端に取り付けられていない管径40ミリメートル以上の補給水管を有するもの（開発面積が2,000平方メートル未満の開発行為に限る。）

2 前項の第2号から第6号の要件を満たす私設の消火栓又は防火水槽で、所有者から別記第1号様式にて使用の承諾を得ており、警防上支障がないものについては、開発水利とする。

(開発水利の有効範囲)

第4条 開発水利の有効範囲は、別表第1に掲げる用途地域（法第8条第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ同表に定める範囲とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該有効範囲から除くものとする。

- (1) 開発水利から開発区域の出入口に至るまでの通路が、河川、がけ、建築物及び片側2車線以上の道路等によって分断され、かつ、常時通行可能な道（国や地方公共団体が指定・建設・管理する道路、建築基準法（昭和25年法律第201号）上の道路等で、幅員が1.5メートルを超えるもの）がない場合
- (2) 開発水利から開発区域の出入口に至るまでの距離が、前号に規定す

る常時通行可能な道を通行し、200メートルを超える場合

(開発水利の照会)

第5条 申請者は、開発水利の状況について確認を必要とする場合は、益城西原消防署長（以下「管轄署長」という。）に別記第2号様式により照会を行うものとする。ただし、第3条第2項の規定により、私設の消火栓又は防火水槽を開発水利とする場合は、使用の承諾を得た別記第1号様式の写しを添付すること。

2 管轄署長は、前項の規定による照会を受けた場合は、別記第3号様式により申請者に回答するものとする。

(同意申請)

第6条 申請者は、法第32条第1項の規定による同意を得ようとする場合は、同意申請書（別記第4号様式）その他別表第2に掲げる必要な書類を2部作成し、町長へ申請するものとする。

(同意基準)

第7条 町長は、開発区域が第4条に規定する開発水利の有効範囲に包含され、かつ、警防上支障がない場合は、同意するものとする。

2 町長は、大規模開発においては、前項の規定によるほか、開発面積50,000平方メートルごとに貯水量40立方メートル以上の防火水槽が設置されている場合は、同意するものとする。

(同意審査)

第8条 町長は、同意申請書を受理した日から起算して14日以内に、前条に規定する同意基準に基づき、同意又は不同意を決定するものとする。ただし、現地調査その他相当な理由により期間を要する場合については、この限りでない。

(再同意の要件)

第9条 申請者は、次の各号に掲げる変更が生じた場合は、町長に再度同意の申請をしなければならない。

(1) 同意の内容に変更がある場合（設計については、開発水利の種類の変更に係る場合に限る。）

(2) その他再同意を必要とする変更がある場合

(開発水利の新設協議申請等)

第10条 申請者は、開発水利の新設協議を行う場合は、協議申請書（別記第4号の2様式）及び管理予定者との協議経過書に掲げる項目について、関係図書を添付し、別表第2に掲げる必要な書類を2部作成し、町長と協議するものとする。ただし、配水管に係る工事が必要となるときは、町水道管理者（以下「水道管理者」という。）とも協議するものとする。

2 前項ただし書の場合において、町長は当該協議に係るものの同意を決定したときは、水道管理者に通知するものとする。

(協議時の行政指導)

第11条 町長は、前条に規定する協議において、次に掲げる事項を申請者に指導するものとする。

(1) 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第7条に規定する中高層建築物の建築を含む開発行為においては、はしご車の進入路及び活動空地の確保

(2) 第5条に係る管轄署長の照会回答に関する事項

(3) その他警防活動を行うための必要な事項

(設置基準)

第12条 申請者は、第10条の規定により開発行為に伴う防火水槽及び付帯設備（以下「開発防火水槽等」という。）並びに消火栓（以下「開発消火栓」という。）を新設する場合は、水利基準によるほか次の各号に掲げる設備区分に応じ、当該各号に定める事項に適合させるものとする。ただし、開発防火水槽等の設置場所については、道路上を除くものとする。

(1) 開発消火栓 水道管理者が定める基準

(2) 開発防火水槽 益城町消防水利施設等の設置に関する基準

(開発消火栓の検査)

第13条 町長及び水道管理者は、開発消火栓が新設される場合は、設置状況及び通水状況について検査を実施するものとする。

2 申請者は、開発消火栓の竣工図（水道管理者が発行するものに限る。）を町長に提出するものとする。

(開発防火水槽等の検査)

第14条 町長は、開発防火水槽等が新設される場合は、益城町防火水槽検査要領に基づき設置状況について検査を実施するものとする。

(開発水利の完成通知)

第15条 町長は、開発水利の新設に係る工事が完了し、使用可能な状態になったときは、別記第5号様式により管轄署長に通知するものとする。

(開発防火水槽等の帰属手続)

第16条 申請者は、第10条の規定に基づき協議した開発防火水槽等を町に帰属することとした場合は、別表第3に掲げる必要な書類を2部作成し、寄附採納に係る手続を法第36条第1項に規定する開発行為に関する工事完了の届出前までに行うものとする。

(開発防火水槽等の帰属通知)

第17条 町長は、開発防火水槽等の町への帰属手続が完了したときは、申請者に対し、別記第6号様式により通知するものとする。

(開発防火水槽等の管理)

第18条 町に帰属することとなった開発防火水槽等については、工事完了公告の翌日から町長が管理するものとする。

2 町に帰属しない開発防火水槽等の管理を行う者は、町長に防火水槽維持管理誓約書(別記第7号様式)を提出し、良好な維持管理を行わなければならない。

(開発水利の廃止)

第19条 町における開発行為により設置された開発水利は、原則として廃止できないものとする。ただし、新たに開発水利が設置されたこと等により、当該開発水利を廃止しても警防上支障がないと町長及び管轄署長が判断した場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の開発水利について、所有者の都合等により廃止される場合は、その後の対応について、申請者と町にて協議するものとする。

3 町長は、前2項により開発水利に変更が生じた場合は、管轄署長に通知するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和6年4月30日告示第75号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

用途地域	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	左記以外の用途地域及び用途地域の定めのない地域
有効範囲	100メートル	120メートル

注1 有効範囲内とは、一の消防水利を中心とし、有効範囲を半径とした円の内側にあることをいう。

注2 開発区域が2以上の用途地域にわたる場合は、それぞれの用途地域の有効範囲で開発区域を包含するものとする。

別表第 2 (第 6 条関係・第 10 条関係)

1	同意申請書 (別記第 4 号様式)	
2	協議申請書 (消防水利の新設時に限る。)(別記第 4 号の 2 様式)	
3	管理予定者との協議経過書 (消防水利の新設時に限る。)	
4	私設消防水利使用承諾書 (別記第 1 号様式) の写し (私設の消火栓又は防火水槽を開発水利とする場合に限る。)	
5	設計説明書	
6	位置図 (縮尺 10,000 分の 1)	
7	区域図 (縮尺 2,500 分の 1)	
8	法務局備え付けの地図 (又は字図)	
9	土地利用計画平面図 (又は造成計画平面図)	
10	求積図	
11	求積表	
12	防火水槽維持管理誓約書 (別記第 7 号様式) (開発防火水槽等の帰属が町以外となった場合に限る)	
13	その他審査に必要な書類 (開発行為における消防水利についての回答書等)	
14	前記以外で消防水利の新設に必要な書類	
	防火水槽の新設に伴うもの	消火栓の新設に伴うもの (配水管の新設を含む。)
	(1) 給水施設計画平面図 (2) 防火水槽配置詳細平面図 (3) 防火水槽構造図 (付帯設備詳細図及び本体周辺の縦横断面図を含む。) (4) 二次製品防火水槽にあつては、型式番号が分かるもの (認定書等) の写し、現場打ち防火水槽にあつては防火水槽配筋図 (配筋量計算表を含む。) (5) 現場打ち防火水槽構造計算書 (6) 給水管を設置する場合、配管図	(1) 消防水利計画平面図 (2) 水道配管図 (管口径が分かるもの)

備考 上記書類は、正副 2 部提出すること。

別表第3（第16条関係）

(1) 実印を押印した次の書類
ア 寄附採納願
イ 寄附証書
ウ 登記原因証明情報・登記承諾書
エ 委任状
(2) 全部事項証明書（土地）
(3) 印鑑証明書
(4) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（申請人が個人の場合は除く。）
(5) 地積測量図
(6) 法務局備え付けの地図（又は字図）
(7) 付近見取図（縮尺10,000分の1）
(8) 位置図（縮尺2,500分の1）
(9) 土地利用計画図
(10) 防火水槽構造図（付帯設備詳細図含む。）
(11) 現況写真
(12) その他町長が必要と認める書類

備考 上記書類は、正副2部とする。ただし、(11)については、1部とする。